

特定の分野に係る育成就労制度運用要領

－鉄道分野の基準について－

令和8年6月

法務省・厚生労働省・国土交通省編

(制定履歴)

令和8年6月30日公表

令和8年10月9日一部改正

- 法務大臣及び厚生労働大臣は、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(平成28年法律第89号。以下「法」という。)第7条の2第1項に基づき、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について」(令和7年3月11日閣議決定。以下「基本方針」という。)にのっとり、分野を所管する行政機関の長等と共同して、分野ごとに育成就労に係る制度(以下「育成就労制度」という。)の運用に関する重要事項等を定めた育成就労に係る制度上の運用に関する方針を定めなければならないとされ、鉄道分野についても「鉄道分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針及び育成就労に係る制度の運用に関する方針」(令和8年1月23日閣議決定。以下「分野別運用方針」という。)が定められました。
- 法及び外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則(令和7年法務省・厚生労働省令第4号。以下「規則」という。)においては、各分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該分野に特有の事情に鑑みて告示で基準を定めることが可能となっているところ、鉄道分野についても、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則の規定に基づき鉄道分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準(令和8年国土交通省告示第442号。以下「告示」という。)において、鉄道分野固有の基準が定められています。
- 本要領は、告示の基準等の詳細についての留意事項等を定めることにより、鉄道分野における育成就労制度の適正な運用を図ることを目的としています。

目次

第1 育成就労外国人が従事する業務	3
第2 育成就労外国人に求められる技能水準等	7
第3 上乗せ基準等	13
第4 育成・キャリア形成プログラム	19
第5 技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係	20

第1 育成就労外国人が従事する業務

【関係規定】 出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)別表第一 二 (育成就労) 育成就労法第十一条第一項に規定する認定育成就労計画に基づいて、講習を受け、及び育成就労法第二条第二号に規定する育成就労産業分野に属する技能を要する業務に従事する活動	法 (認定の基準) 第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合(同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。)において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 一 (略) 二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。 三～十一 (略)
規則 (育成就労の目標及び内容の基準) 第13条 (略) 2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。 一 従事させる業務において要する技能が次のいずれにも該当するものであること。 イ 業務区分(従事させる業務において要する技能の属する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に規定する業務区分をいう。)に属するものであること。 ロ 同一の作業の反復のみによって修得することができるものではないこと。 二～九 (略)	基本方針(抜粋) 第三 特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項 3 育成就労外国人 (2)育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。 当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労

産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。

当該技能水準は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時まで技能検定（職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第1項の「技能検定」をいう。以下同じ。）基礎級又は相当する育成就労評価試験（育成就労法第8条第3項第6号の「育成就労評価試験」をいう。以下同じ。）により、育成就労を終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

第四 特定技能所属機関に係る施策並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的な事項

2 育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るための施策に関する基本的事項

(1) 育成就労実施者の責務

育成就労実施者は、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護について育成就労を行わせる者としての責任を自覚し、育成就労法第3条に定める育成就労制度の基本理念にのっとり、適正な労働条件の下で育成就労が実施され、育成就労外国人の人権が保護されるよう、育成就労を行わせる環境の整備に努めるとともに、国及び地方公共団体が講ずる施策に協力する責務がある。

ア 育成就労計画の策定

育成就労制度においては、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能及び日本語能力の修得が効果的に行われるよう、育成就労分野別運用方針において定める育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めることを始めとして計画的な育成・評価を行う必要がある。

育成就労計画は、当該育成・評価及びキャリア形成の要であることから、その策定に当たっては、講習の内容、従事させる業務の内容、時間、指導体制等についての検討を行い、育成就労の目標を確実に達成することのできる計画を策定するものとする。

育成就労実施者には認定を受けた育成就労計画に定める育成就労期間の終期まで育成就労を行わせる義務があり、監理型育成就労（育成就労法第2条第3号に規定する「監理型育成就労」をいう。以下同じ。）における監理支援機関（育成就労法第2条第11号に規定する「監理支援機関」をいう。以下同じ。）には当該義務が適切に履行されるよう監理支援を行う義務がある。

したがって、育成就労実施者や監理支援機関の一方的な都合により、育成就労外国人が育成就労期間の途中でその意に反して帰国させられることはあってはならない。

イ 目標として定めた試験の適正な受験等

育成就労の開始後1年が経過する時まで及び育成就労を終了する時まで育成就労外国人に必要な技能及び日本語能力の試験を受けさせることは育成就労実施者の義務であ

り、これを通じ育成就労外国人が修得した技能及び日本語能力の評価を行うとともに、指導内容、方法、体制等に改善すべき点がないか点検すべきである。

試験費用については育成就労実施者又は監理支援機関が負担する必要があるほか、育成就労実施者は、受け入れている育成就労外国人に確実に試験を受けさせる観点から、試験の実施者から求めがあった場合には、必要な協力をしていくことが望ましい。

なお、育成就労外国人が限られた育成就労期間の中で、効率的・効果的に技能を修得できるようにするため、育成就労実施者は、育成就労外国人を指導する立場にある育成就労指導員や育成就労計画の策定に携わる者の職業能力の更なる向上を図るべく、これらの者について技能検定その他の試験の受験等を積極的に推奨していくことが望ましい。

分野別運用方針(抜粋)

第三 育成就労制度に関する事項

2 育成就労外国人の育成に関する事項

鉄道分野において設定する主たる技能は、別表2のa. 業務区分の欄に掲げる業務区分に対応し、それぞれ同表のb. 主たる技能の欄に定めるとおりとする。

その上で、育成就労計画に沿って、3年間の育成就労期間を通じて当該主たる技能を修得するために必要な業務に一定時間計画的に従事させることにより、当該業務と関連するそれぞれの業務区分の範囲内の業務を経験させることとあいまって、鉄道分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を有する人材を育成する。

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(1)業務区分及び育成就労外国人が従事する業務

鉄道分野において設定する業務区分及び従事する業務は、特定技能制度と同一とする(第二2(1)参照)。

【主たる技能及び必須業務】

- 鉄道分野の育成就労外国人が従事する業務区分において設定する主たる技能、必須業務等については、別紙の育成就労計画審査基準を参照してください。

【業務区分及び育成就労外国人が従事する業務】

- 鉄道分野において設定する業務区分及び育成就労外国人が従事する業務は、本要領別表の業務区分(従事する業務)の欄に記載のとおりです。

【相談窓口】

- 育成就労外国人を受け入れようとする場合に当該育成就労外国人に従事させようとする業務が鉄道分野に該当するか否か不明な場合の問合せ先は次のとおりです。

国土交通省鉄道局技術企画課

電話:03-5253-8546

【確認対象の書類】

- ・ 育成就労計画認定申請書(省令様式第1号、第2号、第3号(1)又は第3号(2))

第2 育成就労外国人に求められる技能水準等

【関係規定】

法

(認定の基準)

第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合(同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。)において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

- 一 (略)
- 二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。
- 三 (略)
- 四 育成就労を終了するまでに、育成就労外国人が修得した技能及び育成就労外国人の日本語の能力の評価を主務省令で定める時期に主務省令で定める方法により行うこと。

五～十一 (略)

2 (略)

規則

(育成就労評価試験)

第6条 法第八条第三項第六号の主務省令で指定する試験は、個別育成就労産業分野ごとに、それぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針(法第七条の二第一項に規定する分野別運用方針をいう。以下同じ。)で定める試験とする。

(育成就労の目標及び内容の基準)

第13条 法第九条第一項第二号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。次項において同じ。)の主務省令で定める基準のうち育成就労の目標に係るものは、次の各号に掲げる育成就労の目標の区分に応じ、当該各号に定める事項が定められていることとする。

- 一 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標 修得させる技能に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験に合格すること。
- 二 育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されること。

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 イ～ホ (略)

へ 育成就労外国人が本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関(日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律(令和五年法律第四十一号)第三条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下このへ及び次号において同じ。)に置かれた就労のための課程(認定日本語教育機関認定基準(令和五年文部科学省令第四十号)第二条第二項に規定する就労のための課程をいう。以下このへ及び次号において同じ。)において履修する授業科目の授業時間数(育成就労外国人が過去六月以内に、本邦外において、本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度修得するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。)が百時間以上であること。ただし、試験その他の評価方法により本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることが証明されている場合は、この限りでない。

ト(略)

八 育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において百時間以上の授業時間数(育成就労外国人が、入国後講習において、又は過去六月以内に、本邦外において、育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。)の授業科目を履修することができるよう必要な措置を講じていること。ただし、当該目標が達成されている場合は、この限りでない。

九 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(主務省令で定める評価)

第14条 法第九条第一項第四号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条及び次条第一項第一号ロにおいて同じ。)の主務省令で定める時期は、次の各号に掲げる時期とし、法第九条第一項第四号の主務省令で定める方法は、当該各号に掲げる時期の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 育成就労の対象となっていた期間(法第九条の三ただし書に該当するものとして法第八条の六第一項の認定を受けた育成就労計画に基づく育成就労の対象となっている育成就労外国人にあっては、当該認定の後に育成就労の対象となっていた期間)の合計が一年に達するまで 次に掲げる方法

イ 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る基礎級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法

ロ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を一定程度有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

二 育成就労の終了日まで 次に掲げる方法

イ 育成就労外国人に修得させる技能に係る育成就労の目標に係る三級の技能検定又はこれに相当する育成就労評価試験による方法

ロ 本邦での生活に必要な日本語能力及び従事させる業務に必要な日本語能力を有していることを証明する試験その他の評価方法による方法

2 (略)

(法第九条の二第四号イの主務省令で定める期間)

第26条 法第九条の二第四号イ(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める期間は、個別育成就労産業分野ごとに、一年以上二年以下の範囲内でそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める期間(当該期間が一年を超える場合において、育成就労実施者の変更を制限する期間を一年とする旨を育成就労計画で定めているときは、一年)とする。

(法第九条の二第四号ロの主務省令で定める基準)

第27条 法第九条の二第四号ロ(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 一定の水準の技能を修得していること、一定の水準の日本語能力を有することその他の個別育成就労産業分野ごとにそれぞれ当該個別育成就労産業分野に係る分野別運用方針で定める要件を満たす者であること。

二(略)

基本方針(抜粋)

第三 特定産業分野及び育成就労産業分野において求められる人材に関する基本的な事項

3 育成就労外国人

(2)育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、育成就労産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を修得していることが求められる。

当該技能の修得に向けては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分の中で主たる技能を定めて計画的な育成・評価が行われる必要がある。

当該技能水準は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分ごとに、育成就労の開始後1年経過時まで技能検定(職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項の「技能検定」をいう。以下同じ。)基礎級又は相当する育成就労評価試験(育成就労法第8条第3項第6号の「育成就労評価試験」をいう。以下同じ。)により、育成就労を終了するまでに技能検定3級等又は特定技能評価試験により確認する。

(3)育成就労外国人に対しては、就労を開始する前までに、日本語教育の参照枠A1相当以

上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。

当該日本語能力水準に関しては、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語能力の試験に合格すること又は相当する日本語講習を認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。）による就労のための課程の講習（認定日本語教育機関認定基準（令和5年文部科学省令第40号）第23条に基づく「特別の日本語教育課程」を含む。）等において受講することが求められる。

就労開始前までに当該試験に合格していない育成就労外国人については、育成就労の開始から1年経過時までに当該試験に合格することが求められる。

また、育成就労外国人に対しては、育成就労を終了するまでに、日本語教育の参照枠A2相当以上を基本としつつ、育成就労産業分野ごとに業務上必要な水準を満たす日本語能力が求められる。

育成就労外国人は、育成就労分野別運用方針において定める当該育成就労産業分野の業務区分に対応する日本語教育の参照枠A2相当以上の日本語能力の試験に合格することを目標として育成就労に従事し、当該日本語能力の修得に努めなければならない。

分野別運用方針（抜粋）

第三 育成就労制度に関する事項

1 育成就労産業分野において求められる人材の基準に関する事項

鉄道分野において育成就労の在留資格で受け入れる外国人は次の(1)に定める試験に合格した者又は講習を受講した者とする。また、育成就労の開始後一定期間経過時までに満たしていることが求められる水準は、次の(2)及び(3)にそれぞれ定める試験に合格していることとする。

(1) 育成就労の就労を開始するまでに求められる日本語能力水準

- ① 「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められるもの（ただし、運輸係員の業務区分については「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの）
- ② 認定日本語教育機関（日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（令和5年法律第41号）第3条第1項の「認定日本語教育機関」をいう。以下同じ。）等における当該水準に相当する日本語講習の受講

(2) 育成就労の開始後1年経過時までに満たしていることが求められる水準

ア 技能水準

別表2のc. 技能水準（1年経過時まで）の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

上記1(1)①に掲げるもの

(3) 育成就労を終了するまでに求められる水準

ア 技能水準

別表2のd. 技能水準(育成就労終了まで)の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの

(ただし、運輸係員の業務区分については「日本語教育の参照枠」のB1相当以上の水準と認められるもの)

3 育成就労産業分野における本人の意向による育成就労実施者の変更(転籍)に関する事項

(1)本人の意向による転籍に当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準

鉄道分野において育成就労外国人が本人の意向による転籍を行うに当たって必要となる技能水準及び日本語能力水準は、次に定める試験にそれぞれ合格していることとする。

ア 技能水準

別表2のc. 技能水準(1年経過時まで)の欄に掲げるもの

イ 日本語能力水準

「日本語教育の参照枠」のA2. 1相当以上の水準と認められるもの(ただし、運輸係員の業務区分については「日本語教育の参照枠」のA2. 2相当以上の水準と認められるもの)

(2)転籍制限期間

転籍制限期間は1年とする。

- 育成就労外国人として鉄道分野の業務に従事する場合(業務区分が運輸係員である場合を除く。)には、就労を開始するまでに、以下のいずれかの日本語能力水準を満たすことが求められます。

- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上の合格
- ・ 認定日本語教育機関の「就労のための課程」等における当該水準に相当する日本語講習100時間以上の受講

- 育成就労外国人として鉄道分野の業務に従事する場合(業務区分が運輸係員である場合に限る。)には、就労を開始するまでに、以下のいずれかの日本語能力水準を満たすことが求められます。

- ・ 国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2. 2相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N4以上の合格
- ・ 認定日本語教育機関の「就労のための課程」等における当該水準に相当する日本語講習100時間以上の受講

- 鉄道分野において育成就労計画を作成する場合には、本要領別表に定める「育成就労の終了日まで」に受験する技能試験及び日本語能力の試験の合格を目標として定めます。また、同試験及び同表に定める「育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで」に受験する試験をそれぞれ受験させることが必要です。
- 主たる技能を「軌道整備」、「電気設備整備」、「車両整備」、「車両製造」又は「駅・車両清掃」のいずれかとする育成就労外国人は、本要領別表に定める「育成就労の終了日まで」に受験する技能試験である特定技能1号評価試験の受験要件として、育成就労の期間において、当該主たる技能に係る育成就労評価試験(初級)に合格することが必要です。

【確認対象の書類】

- ・ 本要領別表の「日本語能力水準(技能を修得しようとする業務に従事するまで)」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 育成就労計画認定申請書(省令様式第1号、第2号、第3号(1)又は第3号(2))

【本人意向の転籍が認められる育成就労外国人の技能水準等】

- 鉄道分野において、本人意向の転籍が認められるために必要な育成就労外国人の技能水準及び日本語能力水準は、本要領別表(本人意向の転籍時)に定める技能水準及び日本語能力水準となります。
- 鉄道分野における転籍制限期間は1年です。

【確認対象の書類】

＜本人意向の転籍時＞

- ・ 本要領別表「技能水準(本人意向の転籍時)」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 本要領別表「日本語能力水準(本人意向の転籍時)」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 雇用契約書及び雇用条件書(参考様式第1-2号)の写し

第3 上乗せ基準等

【関係規定】

法

第9条 出入国在留管理庁長官及び厚生労働大臣は、第八条第一項の認定の申請があった場合(同項の認定を受けようとする育成就労計画が労働者派遣等監理型育成就労を行わせるものである場合を除く。)において、その育成就労計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一 (略)

二 従事させる業務、当該業務において要する技能、日本語の能力その他の育成就労の目標及び内容として定める事項が、育成就労の区分に応じて主務省令で定める基準に適合していること。

三、四 (略)

五 育成就労を行わせる体制及び事業所の設備が主務省令で定める基準に適合していること。

六～十一 (略)

規則

(育成就労の目標及び内容の基準)

第13条 (略)

2 法第九条第一項第二号の主務省令で定める基準のうち育成就労の内容に係るものは、次のとおりとする。

一～八 (略)

九 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

(育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準)

第15条 法第九条第一項第五号(法第十一条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の主務省令で定める基準のうち育成就労を行わせる体制に係るものは、次のとおりとする。

一～十二 (略)

十三 前各号に掲げるもののほか、申請者の行わせる育成就労が育成就労産業分野のうち法務大臣及び厚生労働大臣が告示で定める特定の分野に係るものである場合にあっては、当該特定の分野を所管する関係行政機関の長が、法務大臣及び厚生労働大臣と協議の上、当該特定の分野に特有の事情に鑑みて告示で定める基準に適合すること。

2 (略)

告示

（育成就労の内容の基準）

第1条 鉄道分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

一 申請者（規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。）が、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）による鉄道事業者、軌道法（大正十年法律第七十六号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。

二 業務区分が運輸係員である場合にあっては、次のいずれにも該当すること。

イ 育成就労外国人について、他の者の部分的な支援により基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。

ロ 規則第十三条第二項第八号に規定する授業科目の授業時間数が百五十時間以上であること。ただし、同号ただし書に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

（育成就労を行わせる体制の基準）

第2条 鉄道分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

一 鉄道分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。）において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。

二 鉄道分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。

三 鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

基本方針（抜粋）

第二 特定産業分野及び育成就労産業分野に関する基本的な事項等

2 育成就労産業分野及び労働者派遣等育成就労産業分野の選定に関する基本的な事項並びに育成就労外国人の雇用形態

（3）育成就労外国人の雇用形態

育成就労外国人（育成就労法第2条第4号に規定する「育成就労外国人」をいう。以下同じ。）の雇用形態については、原則として、フルタイムとした上で直接雇用とする。

分野別運用方針（抜粋）

第三 育成就労制度に関する事項

4 その他育成就労制度の運用に関する重要事項

(2)育成就労外国人の雇用形態

直接雇用に限る。

(3)育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

ア 育成就労実施者に対して特に課す条件

- ① 鉄道事業法による鉄道事業者、軌道法による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。
- ② 育成就労実施者は、育成就労の協議会において協議が調った措置を講じること。
- ③ 育成就労実施者は、育成就労の協議会に対し、必要な協力を行うこと。
- ④ 育成就労実施者は、国土交通省又はその委託を受けた者が行う調査又は指導に対し、必要な協力を行うこと。
- ⑤ 育成就労実施者は、運輸係員の業務区分の育成就労外国人に対し、日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において、外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則(令和7年法務省・厚生労働省令第4号)第13条第2項第8号に規定する授業時間数に加え、追加で50時間以上の授業時間数(合計して150時間以上の授業時間数。入国後講習において、又は過去6か月以内に、本邦外において、育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において履修した授業科目の授業時間数を含む。)授業科目を受講させること。ただし、試験その他の評価方法により「日本語教育の参照枠」B1相当以上の水準を有していることが証明されている者に対しては、この限りではない。

イ 育成就労外国人に対して特に課す条件

運輸係員の業務区分の育成就労外国人は、入国時に「日本語教育の参照枠」のA1相当以上の水準と認められる試験に合格していること。

1. 育成就労外国人の雇用形態

- 直接雇用に限られます。
- 鉄道分野は、労働者派遣等育成就労産業分野として定められていないため、労働者派遣等の形態により育成就労外国人を就労させることはできません。

2. 育成就労産業分野に特有の事情に鑑みて講じる措置等

- 育成就労の内容及び育成就労を行わせる体制に係る基準として、鉄道分野に特有の事情に鑑みて規則第13条第2項第9号及び第15条第1項第13号に基づき告示をもって定めたものです。

(1) 育成就労の内容の基準に関するもの

告示

(育成就労の内容の基準)

第1条 鉄道分野に係る外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第十三条第二項第九号の告示で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 申請者(規則第七条第二号に規定する申請者をいう。以下同じ。)が、鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)による鉄道事業者、軌道法(大正十年法律第七十六号)による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者であること。
- 二 業務区分が運輸係員である場合にあっては、次のいずれにも該当すること。
 - イ 育成就労外国人について、他の者の部分的な支援により基礎的な日本語を理解し、使用することができる水準の日本語能力を有していることが試験その他の評価方法により証明されていること。
 - ロ 規則第十三条第二項第八号に規定する授業科目の授業時間数が百五十時間以上であること。ただし、同号ただし書に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

- 鉄道分野の育成就労外国人を受け入れる育成就労実施者は、国土交通省鉄道局のホームページに示す鉄軌道事業者一覧に示す者、又は本要領別表の業務区分(従事する業務)の欄に示す各業務区分の対象となる業務を行う者でなければなりません。
 - 運輸係員の業務区分については、入国までに育成就労外国人が国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上又は日本語能力試験(JLPT)N5以上に合格していることが求められています。そのため育成就労計画の認定申請時にこれら試験の合格を証明する必要があります。
 - 運輸係員の業務区分については、育成就労実施者は、育成就労が終了するまでに、育成就労外国人が日本語能力試験(JLPT)N3(ただし104点以上(※)に限る。)以上に合格している場合を除き、当該育成就労外国人が認定日本語教育機関の「就労のための課程」等における当該水準に相当する講習を150時間以上履修することができるよう必要な措置を講じる必要があります。
- ※ CEFRのB1 相当以上を判定されることをいう。

【確認対象の書類】

- ・ 鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書(鉄道分野参考様式第1号)
- ＜業務区分が運輸係員である場合＞
- ・ 本要領別表の「日本語能力水準(入国時まで)」の欄に掲げる試験の合格証明書の写し
- ・ 育成就労計画認定申請書(省令様式第1号、第2号、第3号(1)又は第3号(2))
- ・ 鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書(鉄道分野参考様式第1号)
- ・ 日本語能力試験(JLPT)N3(ただし104点以上に限る)以上の合格証明書の写し
- ※ 育成就労外国人が日本語能力試験(JLPT)N3(ただし104点以上に限る。)以上に合格していることの証明ができる場合

(2) 育成就労を行わせる体制の基準に関するもの

告示

(育成就労を行わせる体制の基準)

第2条 鉄道分野に係る規則第十五条第一項第十三号の告示で定める基準は、申請者が次のいずれにも該当することとする。

- 一 鉄道分野に係る分野別協議会（外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)第五十四条第一項に規定する分野別協議会をいう。以下同じ。)において協議が調った事項に関する措置を講ずることとしていること。
- 二 鉄道分野に係る分野別協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること。
- 三 鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行うこととしていること。

○ 育成就労実施者は、鉄道分野の育成就労外国人を受け入れる場合には、当該育成就労外国人に係る育成就労計画の認定申請の前に、国土交通省が設置する鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関する協議会(以下「分野別協議会」という。)に加入していることが必要です。

○ 分野別協議会では、育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護を図るため、鉄道分野に特有の事情に鑑み、固有の措置の設定について協議を行う場合があります。育成就労実施者は、当該協議が調った事項に関する措置を適切に講じることが必要です。

○ 育成就労実施者は、分野別協議会に対し、必要な協力を行わなければならないほか、鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその

委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行わなければなりません。

- 育成就労実施者は、分野別協議会において協議が調った事項に関する措置を講じない場合や、分野別協議会等に対し、必要な協力を行わない場合には、基準に適合しないこととなります。
- 分野別協議会に関する問合せ先については、国土交通省鉄道局のホームページを御覧ください。
(URL:https://www.mlit.go.jp/tetudo/tetudo_fr7_000056.html)

【確認対象の書類】

- ・ 分野別協議会の構成員であることの証明書
- ・ 鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書(鉄道分野参考様式第1号)

第4 育成・キャリア形成プログラム

分野別運用方針(抜粋)

第一 特定技能制度及び育成就労制度に共通する事項

4 その他特定技能制度及び育成就労制度に係る制度の運用に共通する重要事項

(1)特定技能外国人及び育成就労外国人のキャリア形成等に関する事項

国土交通省は、関係業界等と協働して、育成就労及び特定技能1号に係る鉄道分野における「育成・キャリア形成プログラム(以下「育成プログラム」という。)」を策定する。

鉄道分野における育成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、特定技能外国人又は育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界、特定技能所属機関、育成就労実施者等において、受け入れる外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針とする。

- 鉄道分野における育成・キャリア形成プログラムは、特定技能制度及び育成就労制度を通貫したものとするを基本とし、育成就労外国人が、自身のキャリアを俯瞰し、技能等の向上・育成を予見できるものとするとともに、関係業界及び育成就労実施者等において、育成就労外国人への計画的かつ的確な育成・評価等を行うための指針です。
- 鉄道分野における育成・キャリア形成プログラムは、国土交通省のホームページ([002008378.pdf](https://www.mlit.go.jp/002008378.pdf))に掲載されています。

第5 技能実習の目標となる試験と育成就労の目標となる試験の関係

- 技能実習の目標となる試験と同一又は相当する育成就労産業分野に係る分野別運用方針に定められた試験との関係は、以下の表のとおりです。

なお、技能実習を行っていた期間等に応じ、育成就労の通算期間等に関する基準を満たす必要もあるので注意してください。例えば、技能実習を3年以上行っている場合は、育成就労計画の認定を受けることができず、技能実習を2年を超えて行っている場合は、下表において対応する業務区分以外の育成就労を行わせることができません。

技能実習の目標となる試験	育成就労産業分野	業務区分	育成就労の目標となる試験
軌道保守整備技能実習評価試験(専門級)	鉄道分野	軌道整備	鉄道分野特定技能1号評価試験(軌道整備)
鉄道車両整備技能実習評価試験(専門級)		車両整備	鉄道分野特定技能1号評価試験(車両整備)
技能検定3級(機械加工) 技能検定3級(金属プレス加工) 技能検定3級(鉄工) 技能検定3級(仕上げ) 技能検定3級(電子機器組立て) 技能検定3級(電気機器組立て) 技能検定3級(塗装) (そのうち、金属塗装作業・噴霧塗装作業に限る) 溶接職種技能評価試験(専門級)		車両製造	鉄道分野特定技能1号評価試験(車両製造)

業務区分(従事する業務)	主たる技能	技能水準			日本語能力水準				
		育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで	入国時まで	技能を修得しようとする業務に従事するまで	育成就労の対象となった期間の合計が1年に達するまで	本人意向の転籍時	育成就労の終了日まで
軌道整備(軌道検測作業、レール交換作業、まくらぎ交換作業、バラストを取り扱う作業、保安設備を取り扱う作業等、軌道等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等)	軌道整備	鉄道分野育成就労評価試験(軌道整備)(初級)	鉄道分野育成就労評価試験(軌道整備)(初級)	鉄道分野特定技能1号評価試験(軌道整備)		国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上 若しくは 日本語能力試験(JLPT)N5以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)(A1相当以上) 又は 日本語能力試験(JLPT)N5以上	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)(A2. 1相当以上) 又は 日本語能力試験(JLPT)N4以上	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)(A2. 2相当以上) 又は 日本語能力試験(JLPT)N4以上
電気設備整備(電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕に係る作業・検査業務等)	電気設備整備	鉄道分野育成就労評価試験(電気設備整備)(初級)	鉄道分野育成就労評価試験(電気設備整備)(初級)	鉄道分野特定技能1号評価試験(電気設備整備)					
車両整備(列車検査、定期検査、臨時検査、構内入換、駅派出対応、改造工事、在庫・予備品管理、工場設備取扱い、定期・臨時清掃業務等)	車両整備	鉄道分野育成就労評価試験(車両整備)(初級)	鉄道分野育成就労評価試験(車両整備)(初級)	鉄道分野特定技能1号評価試験(車両整備)					
車両製造(素材加工、部品組立て、構体組立て、塗装、溶接、ぎ装、台車枠製造、台車組立て、電子機器組立て、電気機器組立て、試験・検査、部品検収・配膳業務等)	車両製造	鉄道分野育成就労評価試験(車両製造)(初級)	鉄道分野育成就労評価試験(車両製造)(初級)	鉄道分野特定技能1号評価試験(車両製造)					
運輸係員(ポイント操作、入換え合図、駅設備管理・取扱業務、旅客案内・貨物取扱業務、運行管理業務、車掌業務、運転士業務等)	駅係員作業	鉄道分野育成就労評価試験(駅係員作業)(初級)	鉄道分野育成就労評価試験(駅係員作業)(初級)	鉄道分野育成就労評価試験(駅係員作業)(専門級)	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)(A1相当以上) 又は 日本語能力試験(JLPT)N5以上	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2. 2相当以上 若しくは 日本語能力試験(JLPT)N4以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A2. 2相当以上 又は 日本語能力試験(JLPT)N4以上	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)(A2. 2相当以上) 又は 日本語能力試験(JLPT)N4以上	日本語能力試験(JLPT)N3(ただし104点以上に限る。)以上
駅・車両清掃(車両内部清掃(折り返し清掃含む)、車両外部清掃、コンコース清掃・駅舎清掃、ホーム清掃(駅舎機器、エレベータ、エスカレータ清掃含む)、休憩室清掃(駅員・乗務員用等)等)	駅・車両清掃	鉄道分野育成就労評価試験(駅・車両清掃)(初級)	鉄道分野育成就労評価試験(駅・車両清掃)(初級)	鉄道分野特定技能1号評価試験(駅・車両清掃)		国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上 若しくは 日本語能力試験(JLPT)N5以上 又は 認定日本語教育機関等における当該水準に相当する日本語講習の受講	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)A1相当以上) 又は 日本語能力試験(JLPT)N5以上	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)(A2. 1相当以上) 又は 日本語能力試験(JLPT)N4以上	国際交流基金日本語基礎テスト(JFT-Basic)(A2. 2相当以上) 又は 日本語能力試験(JLPT)N4以上

鉄道分野

育成就労計画審査基準一覧

業務区分	主たる技能	ページ数
軌道整備業務区分	軌道整備	1
電気設備整備業務区分	電気設備整備	4
車両整備業務区分	車両整備	5
車両製造業務区分	車両製造	6
運輸係員業務区分	駅係員作業	8
駅・車両清掃業務区分	駅・車両清掃	9

育成就労計画審査基準
鉄道分野（軌道整備業務区分）／ 主たる技能：軌道整備

技能の定義	軌道を構成する部材の交換又は規定された構造にするために行う作業を行うための技能をいう。	
	1 年目	2 年目、3 年目
	①軌道検測に関する作業の補助 1. 器具類の準備作業 ②レールを取扱う作業の補助 1. 器具類の準備作業 2. 材料の分別及び配置作業 ③まくらぎを取扱う作業の補助 1. 器具類の準備作業 2. 材料の分別及び配置作業 ④道床を取扱う作業の補助 1. 器具類の準備作業 2. 材料の分別及び配置作業 3. 道床を取扱う作業の補助作業 ⑤保安設備を取扱う作業の補助 1. 器具類の準備作業 2. 材料の分別及び配置作業	①軌道検測に関する作業 1. 器具類の準備作業 2. 軌道検測に関する作業 3. 作業後の環境整備作業 ②レールを取扱う作業 1. 器具類の準備作業 2. 材料の分別及び配置作業 3. レールを取扱う作業 4. 作業後の環境整備作業 ③まくらぎを取扱う作業 1. 器具類の準備作業 2. 材料の分別及び配置作業 3. まくらぎを取扱う作業 4. 作業後の環境整備作業 ④道床を取扱う作業 1. 器具類の準備作業 2. 材料の分別及び配置作業 3. 道床を取扱う作業 4. 作業後の環境整備作業 ⑤保安設備を取扱う作業 1. 器具類の準備作業 2. 材料の分別及び配置作業 3. 保安設備を取扱う作業 4. 作業後の環境整備作業
安全衛生業務	①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の保安機器等の点検作業 ③軌道整備に必要な整理整頓作業 ④軌道整備に関する周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥労働衛生上の有害性を防止するための作業 ⑦異常時の応急措置を修得するための作業 ⑧危険又は有害な業務に関係する特別教育 ⑨触車・感電・墜落事故防止に関する教育	
その他従事する業務の例	（１）軌道整備業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ①溶接・溶着作業（特別教育、技能講習等が必要） ②保線機械に関する操作（特別教育、技能講習等が必要） ③軌道材料等の整理整頓作業 ④軌道材料等の集積作業 ⑤軌道材料等の廃棄作業 ⑥軌道材料等の運搬作業 （２）軌道整備業務区分に関連する業務 ※（２）の業務は付随的に従事することが可能です。 ①工事案内の広報作業 ②線路沿線環境の整備作業 ③検査結果・修繕内容等の記録作業	

育成就労計画審査基準
鉄道分野（軌道整備業務区分）／ 主たる技能：軌道整備

使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	(1) レール ①レール類 ・30kgレール ・37kgレール ・40Nレール ・50PSレール ・50Nレール ・60kgレール ・中継レール ・接着絶縁レール (2) レール付属品 ①犬くぎ類 ・犬くぎ ・レール用ネジくぎ ②継目用品 ・異形継目板 ・継目板 ・継目板ボルト ・ロックナットワッシャ ③締結用品 ・レール締結装置 (木まくらぎ、コンクリートまくらぎ、直結軌道用) ・軌道パッド (木まくらぎ、コンクリートまくらぎ、直結軌道用) ・板バネ (木まくらぎ、コンクリートまくらぎ、直結軌道用) ・締結ボルト (木まくらぎ、コンクリートまくらぎ、直結軌道用) ・締結用絶縁品 (コンクリートまくらぎ、直結軌道用) ・タイプレート ・埋込栓 ・受栓 ・軌間調節金具 ・コイルバネ ・レール押え金具 ・締結用鉄板 ・バンドロール型締結装置 ・バンドロール型クリップ ・バンドロール型絶縁品 ・バンドロール型ショルダー ・バンドロール型軌道パッド ・バンドロール型タイプレート ④伸縮継目用品 ・伸縮継目 ・伸縮継目用レール ・伸縮継目用付属品 ⑤脱線防止ガード ・脱線防止ガード (木まくらぎ、コンクリートまくらぎ用) ・脱線防止ガード付属品 ⑥その他レール付属品類 ・アンチクリーパ ・軌道用ボンドクランプ ・軌道用レールボンド ・軌道用ボンド付属品 ・軌道用レール絶縁 ・軌道用レール絶縁金物 ・軌道用レール絶縁金物部品 ・軌道用レール絶縁部品 ・軌道用溶接材 (3) まくらぎ ①木まくらぎ ・並まくらぎ ・橋まくらぎ ・分岐まくらぎ ・短まくらぎ ②コンクリートまくらぎ ・PCまくらぎ ・RCまくらぎ ・RC短まくらぎ ③合成まくらぎ ・合成並まくらぎ ・合成橋まくらぎ ・合成分岐まくらぎ ・合成短まくらぎ ④グリッドまくらぎ ・グリッドまくらぎ ・継目用グリッドまくらぎ ⑤鉄まくらぎ	(4) 分岐器用品 ①分岐器 ・片開き分岐器 ・両開き分岐器 ・振分岐器 ②特殊分岐器 ・内方分岐器 ・外方分岐器 ・乗越分岐器 ・三枝分岐器 ・三線式分岐器 ・渡り線分岐器 ・ダイヤモンドクロッシング ・シーサスクロッシング ・シングルスリップスイッチ ・ダブルスリップスイッチ ③ボイント ・片開きボイント (ウイット、メートル仕様) ・両開きボイント (ウイット、メートル仕様) ・振分ボイント (ウイット、メートル仕様) ・内方ボイント ・外方ボイント ・乗越ボイント ・スリップボイント ・三枝ボイント ④クロッシング ・クロッシング (ウイット、メートル仕様) ・K字クロッシング ・乗越クロッシング ・可動クロッシング ・可動K字クロッシング ・圧接クロッシング ・マンガンクロッシング ・マンガンK字クロッシング ⑤ガード ・ガード (ウイット、メートル仕様) ⑥分岐器レール ・基本レール ・リードレール ・トングレール (ウイット、メートル仕様) ・可動レール ・へ形レール ・スリップレール ⑦その他分岐器用品 ・間隔材 ・カラー ・ゲージストラット ・座金 ・床板 ・チョックボルト ・転てつ棒 ・止め金具 ・分岐継目板 ・分岐タイプレート ・ファンクボルト ・ボイントリバー ・ボイント用ガード ・連結板 ・レールプレス ・控え棒 ・ボイント用ガードレール ・ふく進防止装置 ・ふく進防止バッキン ・ふく進防止用金具 ・オイレス床板 ・ベアリング床板 ・分岐器用絶縁材 (5) 橋げた用品 ①橋げた用品 ②ガータ (6) その他軌道用品 ・車止め ・工事用車横取装置 ・工事用車横取装置部品 ・込み栓 ・車輪止 ・線路警標 ・線路標 ・チョック ・チョックくぎ ・バッキン板 ・踏切床板 ・フックボルト ・まくらぎ割止 ・レールシム ・バラストマット ・バラストスクリーン ・道床安定剤 ・ケーブル防護カバー ・座屈防止板 ・不織布 ・軌道用補修材 (7) 道床 ・有道床 (バラスト、舗装、てん充道床) ・コンクリート道床 (スラブ、直結)
-----------------------------------	--	---

育成就労計画審査基準
鉄道分野（軌道整備業務区分）／ 主たる技能：軌道整備

使用する機械、器具等 (該当するものを選択すること。)	(1) 器具・工具 1. 山越器 2. レール吊上器 3. パンプーラ 4. バンドロール吊上器 5. レール切断機 6. レール穿孔機 7. ボルト緊解器 8. レール緊張器 9. 遊間整正器 10. 通り整正器 11. タイタンバー 12. 分路器 13. 発電機 14. ランマー 15. コンパクトター 16. トラックジャッキ 17. レールジャッキ 18. 半スリ 19. バンコ 20. ねこ車 21. ビーター 22. バール 23. レールホーク 24. スパイクハンマー 25. バールタガネ 26. 縄スコープ 27. スコープ 28. チルホール 29. パイスケ 30. T型ボックスレンチ 31. モンキースパナ 32. レールスパナ 33. ラチェットスパナ	34. コールセット 35. レールキャッチ 36. まきらぎキャッチ 37. トンボ（ボルト用、バンドロール用） 38. かけ矢 39. チェーンブロック 40. レバブロック 41. 草刈機 42. 1 t トロ 43. 一頭式レール削正機 44. グラインダ 45. ガスバーナー 46. レールベンダー 47. わにロスパナ 48. 分岐器転換用ハンドル 49. 緊解器 50. 遊間定規 51. 打音ハンマー (2) 検測機器 1. 軌道用検測器（検測糸・コマ） 2. 標準ゲージ 3. スコヤ 4. 建築限界支障検査器 5. トルクレンチ 6. 1 m トラックマスター 7. レールスター 8. ホームマスター 9. レール探傷器 (3) 保安機器 1. 回転灯 2. 軌道短絡器 3. 特殊信号発光器 4. 線閉表示板 (4) 応急処置器 1. 横裂用応急処置器 2. 破端用応急処置器
製品等の例 (該当するものを選択すること。)	軌道整備完成後の軌道が製品である。	

育成就労計画審査基準
鉄道分野（電気設備整備業務区分）／ 主たる技能：電気設備整備

技能の定義	鉄道の電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備等の新設、改良、修繕を行うための技能をいう。	
必須業務	1 年目	2 年目、3 年目
	電気設備整備 ①電気設備整備に関する作業の補助 1. 指示された工具類の準備作業 2. 指示された材料の準備及び分別、配置作業 3. 基本的な工具類の取扱い 4. 電気設備整備作業の補助 5. 各種の電気設備の電圧・電流の測定準備 6. 電気設備整備に必要な測定準備 (抵抗値、信号強度、離隔距離、寸法等) 7. 簡単な部品の取替作業 8. 指示された環境整備作業	電気設備整備 ①電気設備整備に関する作業 1. 工具類の準備作業 2. 材料の準備及び分別、配置作業 3. 工具類の取扱い 4. 電気設備整備作業 5. 各種の電気設備の電圧・電流の測定 6. 電気設備整備に必要な測定 (抵抗値、信号強度、離隔距離、寸法等) 7. 電気設備の新設、改良、修繕等の整備に関する作業 8. 自主的な環境整備作業
安全衛生業務	①安全衛生教育 ②作業開始前の工具類の点検作業 ③電気設備整備に関する整理整頓作業 ④電気設備整備に関する周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥労働安全衛生上の有害性を防止するための作業 ⑦異常時の応急措置を修得するための作業 ⑧危険又は有害な業務に関係する特別教育 ⑨触車・感電・墜落事故防止に関する教育	
その他従事する業務の例	(1) 電気設備整備業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ① 玉掛作業（特別教育、技能講習が必要） ② クレーン作業（特別教育、技能講習が必要） ③ 保守用車等運転・操作作業（特別教育、技能講習が必要） ④ 板金・溶接作業（特別教育、技能講習が必要） ⑤ 作業用機材・部品等の運搬作業 (2) 電気設備整備業務区分に関連する業務 ※ (2)の業務は付随的に従事することが可能です。 ① 作業内容・検査調整結果等の記録作業 ② 作業場の整理・整頓・清掃作業	
使用する素材、材料等 (該当するものを選択すること。)	鉄道の電気設備整備に係る構成部品・機器・端末 電路設備、変電所等設備、電気機器等設備、信号保安設備、保安通信設備、踏切保安設備、情報通信設備、昇降機設備、機械設備、駅務設備	
使用する機械、器具等 (該当するものを選択すること。)	(1) 工具 1. 作業安全用保護具 2. 切断工具 3. ねじ切り・ねじ締め工具 4. 打撃・解体工具 5. 穴あけ・貫通工具 6. 掘削工具 7. 曲げ・加工工具 8. 架線・張線工具 9. 剥離・ストリップ工具 10. 圧着・接続工具 11. 通線・敷設工具 12. 光ファイバー施工工具 (2) 測定器 13. 電圧計 14. 電流計 15. 電力計 16. 位相計 17. 周波数測定器 18. 電磁波測定器 19. 絶縁抵抗計 20. 接地抵抗計 21. 照度計 22. 騒音計 23. 温湿度計	24. 距離測定器 25. 寸法測定器 26. 水準器 27. 間隔測定棒 28. 架線測定器 29. 張力計 30. 検電器・接地器 31. 密着度測定器 32. 光反射測定器 (OTDR) 33. 光損失テスター (OLTS) 34. 光パワーメータ 35. 光ファイバー識別器 36. ネットワークアナライザ 37. トーンジェネレータ 38. パケットスニファ－ 39. ケーブルテスター (3) 保安機器 40. 特殊信号発光機・信号炎管 41. 列車防護装置（緊急停止装置） 42. 列車接近警報装置 43. 軌道短絡器 44. 回転灯・表示灯・合図灯 45. 線閉表示板 46. 信号旗
製品等の例 (該当するものを選択すること。)	電気設備整備完成後の電気設備が製品である。	

育成就労計画審査基準
鉄道分野（車両整備業務区分）／ 主たる技能：車両整備

技能の定義	車両整備作業とは、列車検査、定期検査、臨時検査、構内入換、駅派出対応、改造工事、在庫・予備品管理、工場設備取扱い、定期・臨時清掃業務を行うための技能をいう。	
必須業務	1 年目	2 年目、3 年目
	車両整備 ①車両整備に関する作業 1. 器具類の準備作業 2. 指示された材料の分別及び配置作業 3. 基本的な工具類の取扱い 4. 検査、修繕等の維持に関する初歩的な作業 ②作業後の環境整備作業 1. 指示された環境整備	車両整備 ①車両整備に関する作業 1. 器具類の準備作業 2. 作業に必要な材料の分別及び配置作業 3. 工具類の取扱い 4. 検査、修繕等の維持に関する一般的な作業 ②作業後の環境整備作業 1. 自主的な環境整備
安全衛生業務	①雇い入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の検修設備・工具類の点検作業 ③車両整備に関する必要な整理整頓作業 ④車両整備に関する周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥労働安全衛生上の有害性を防止するための作業 ⑦異常時の応急措置を修得するための作業 ⑧危険又は有害な業務に係る特別教育 ⑨触車・感電・墜落事故防止に関する教育	
その他従事する業務の例	（１）車両整備業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ①玉掛作業（つり上げ荷重に応じた特別教育、技能講習が必要） ②クレーン作業（つり上げ荷重に応じた特別教育、技能講習が必要） ③フォークリフト運転作業（最大荷重に応じた特別教育、技能講習が必要） ④板金・溶接作業（作業に応じて特別教育、技能講習が必要） ⑤高所作業車の運転に係る作業（作業床の高さに応じた特別教育、技能講習が必要） ⑥作業用機材・部品等の搬送作業（作業場内） ⑦部品等の梱包・出荷作業 （２）車両整備業務区分に関連する業務 ※ （２）の業務は付随的に従事することが可能です。 ①検査結果・修繕内容等の記録作業 ②作業場の整理・整頓・清掃作業	
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	鉄道車両整備に係る構成部品 走行装置等、動力発生装置、動力伝達装置、主回路（制御回路を含む）の機器、ブレーキ装置、一般電気装置、一般空気装置、車体及び車室、その他装置	
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	（１）作業用工具類 ①スパナ・レンチ類 ②ペンチ・ニッパ類 ③プライヤ類 ④配管工具類 ⑤ハンマ類 ⑥ソケット類 ⑦電設工具類 ⑧クランプ・バイス類 ⑨荷締機・スリング・玉掛け工具類 ⑩カッター類 ⑪ドライバ類 ⑫エアー工具類（締付、穴あけ、切断、曲げ、研削、工作、集塵、溶接等） ⑬切削工具類 ⑭保護具等 ⑮ブラシ類 ⑯灯具類 ⑰清掃用具類 ⑱測定器類 ⑲電動工具類（締付、穴あけ、切断、曲げ、研削、工作、集塵、溶接等） ⑳治具類 ㉑ポンプ類 ㉒安全棒 ㉓安全靴 ㉔セーフティベスト ㉕安全帯 ㉖墜落制止用器具 ㉗保護メガネ ㉘遮光眼鏡 ㉙溶接面 ㉚切創防止手袋 ㉛溶接用手袋 ㉜防塵マスク ㉝防炎エプロン ㉞防炎溶接帽 ㉟スチールブラシ ㊱ステンレスブラシ ㊲ワイヤーブラシ ㊳塗装用ハケ ㊴コーキングガン ㊵脚立 ㊶タッパ ㊷ダイス ㊸へら ㊹けがき ㊺たがね ㊻バール ㊼その他工具類 （２）機械・設備等 ①リフティングジャッキ ②クレーン ③車体移動機 ④車体搬送用仮台車 ⑤着脱装置 ⑥架線断路器保安設備 ⑦溶接装置 ⑧切断装置 ⑨空気圧縮機 ⑩各種気吹清掃装置 ⑪吸塵装置 ⑫移動式足場 ⑬高所作業車 ⑭移動式リフター ⑮フォークリフト ⑯運搬車・移動車 ⑰洗浄装置 ⑱油圧機 ⑲各種試験装置 ㉑電源装置 ㉒その他機械・設備類	
製品等の例（該当するものを選択すること。）	整備済鉄道車両が製品である。	

育成就労計画審査基準
鉄道分野（車両製造業務区分）／ 主たる技能：車両製造

技能の定義	鉄道車両、鉄道車両部品等を製造するために行う作業を行うための技能をいう。	
必須業務	1 年目	2 年目、3 年目
	①車両製造に関する作業 1. 器具類の準備作業 指示された器具類の準備ができること 2. 材料の分類及び配置作業 指示された材料の分類及び配置ができること 3. 工具類の取扱い 基本的な工具類の取扱いができること 4. 図面の読図作業 基本的な図面の読図ができること 5. 鉄道車両、鉄道車両部品等の製造に関する加工、組立、測定作業 指示された鉄道車両、鉄道車両部品等の製造に関する加工、組立、測定ができること 6. 作業後の環境整備 指示された作業後の環境整備ができること	①車両製造に関する作業 1. 器具類の準備作業 作業に必要な器具類の準備ができること 2. 材料の分別及び配置作業 作業に必要な材料の分別及び配置ができること 3. 工具類の取扱い 工具類の取扱いができること 4. 図面の読図作業 図面の読図ができること 5. 鉄道車両、鉄道車両部品等の製造に関する加工、組立、測定作業 鉄道車両、鉄道車両部品等の製造に関する加工、組立、測定ができること 6. 作業後の環境整備 自主的な作業後の環境整備ができること
安全衛生業務	①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の機械設備・器具類の点検作業 ③鉄道車両、鉄道車両部品等の製造に関する整理整頓作業 ④鉄道車両、鉄道車両部品等の製造に関する周囲の安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥労働安全衛生上の有害性を防止するための作業 ⑦危険又は有害な業務に関する特別教育	
その他従事する業務の例	（１）車両製造業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ①検査に伴う準備作業 ②出荷に係る作業 ③資機材倉庫の整備作業 ④部品等の搬送作業（作業所内） ⑤玉掛作業（特別教育又は技能講習が必要） ⑥クレーン作業（特別教育又は技能講習が必要） ⑦フォークリフト運転作業（特別教育又は技能講習が必要） ⑧アーク溶接・切断作業（特別教育が必要） ⑨ガス溶接・切断作業（技能講習が必要） ⑩研削といしの取替え業務（特別教育が必要） （２）車両製造業務区分に関連する業務 ※（２）の業務は付随的に従事することが可能です。 ①作業後の記録作業 ②作業場の整理・整頓・清掃作業	
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	鉄道車両、鉄道車両部品等の構成素材（材料）であればすべて対象とする。 ①金属材料 1. 鋳鉄 2. 鋳鋼 3. 炭素鋼 4. ステンレス鋼等の特殊鋼 5. 銅及び銅合金 6. アルミニウム及びアルミニウム合金 7. すず及びすず合金 8. 銀及び銀合金 9. 鉛及び鉛合金 ②非金属材料 1. 合成樹脂及びその加工品 2. ゴム及びその加工品 3. 繊維及びその加工品 4. ガラス及びその加工品 5. カーボン及びその加工品 ③導電材料 1. 電線（コーベルワイヤを含む） 2. 導体 ④絶縁材料	

育成就労計画審査基準
鉄道分野（車両製造業務区分）／ 主たる技能：車両製造

使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	鉄道車両、鉄道車両部品等製造に用いる機械、器具であればすべて対象とする。 （作業に応じた安全保護具を使用すること。） ①器工具類 1. ドライバー類 2. スパナ・レンチ類 3. ペンチ・ニッパ類 4. プライヤー類 5. ハンマー類 6. カッター類 7. 万力 8. しゃこ万力 9. やすり 10. はんだごて 11. 圧着工具 12. ワイヤーストリッパー 13. パイプレンチ 14. トルクレンチ 15. その他各種器工具 ②電動工具、油・空圧工具 1. 電動・空圧ドリル 2. 電動・空圧サンダー 3. 電動・空圧レンチ 4. 電動・空圧インパクトドライバー 5. その他各種電動工具、油・空圧工具 ③工作機械類 1. 旋盤 2. ボール盤 3. フライス盤 4. NC旋盤 5. NCフライス盤 6. マシニングセンタ 7. プレス機械 8. プレスブレーキ 9. 帯鋸盤 10. 研削盤 11. パンチングマシン 12. 研削盤用砥石 13. その他各種工作機械 ④測定機器 1. スケール（直尺） 2. ノギス 3. 外部マイクロメータ 4. ダイアルゲージ 5. シリンダゲージ 6. 水準器 7. 角度定規、直角定規（スコヤ） 8. 三次元測定器 9. すきまゲージ 10. その他各種測定機器 ⑤溶接機等 1. アーク溶接機 2. 半自動溶接機 3. スポット溶接機 4. ガス溶接機 5. レーザー溶接機 6. TIG溶接機 7. ガス切断機 8. プラズマ切断機 9. その他各種溶接機等 ⑥塗装機 1. エアスプレー塗装機 2. エアレス塗装機 3. 静電塗装機 4. 粉体塗装機 5. その他各種塗装機 ⑦電気機器用測定器 1. テスター 2. 導通試験器 3. 絶縁耐圧試験器 4. その他各種電気機器用測定器
製品等の例（該当するものを選択すること。）	鉄道車両又は鉄道車両部品等で、製造が完了し検査に合格したものが製品である。

育成就労計画審査基準
鉄道分野（運輸係員業務区分）／ 主たる技能：駅係員作業

技能の定義	次の作業を行うための技能をいう。 ・お客さまをご案内し荷物を扱い、切符の発売、改札等を行う作業 ・お客さまの安全確保、列車・車両の運転取扱い等の作業 ・駅の人的・物的資源管理に係る作業	
必須業務	1 年目	2 年目、3 年目
	以下作業において、補助的な作業や初歩的な取扱いを必須とする。 ①駅係員に関する作業 1. 駅ホームにおける安全確認 2. 駅設備の操作、点検 3. 駅構内の旅客対応 4. 駅構内の巡回、点検 5. 旅客用通路の開放、閉鎖 6. 作業後の環境整備作業	以下作業において、基本的な取扱いと共に、応用作業や異常時の作業、幅広い運転取扱いの知識が必要な作業を必須とする。 ①駅係員に関する作業 1. 駅ホームにおける安全確認 2. 駅設備の操作、点検 3. 駅構内の旅客対応 4. 駅構内の巡回、点検 5. 旅客用通路の開放、閉鎖 6. 作業後の環境整備作業
安全衛生業務	①雇い入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全確認作業 ③駅係員作業に関する整理整頓作業 ④駅係員における安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥異常時の対応に関する特別教育	
その他従事する業務の例	（１）運輸係員業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 1. 運行管理業務 ・列車ダイヤと列車運行の確認・管理 ・異常時における運休や増発の列車指定 2. 車掌業務 ・列車内の旅客案内、運転士への合図 ・事故防止等に必要の安全確認 ・事故発生時の列車防護による事故拡大防止等の対処を行う。 ・異常発生時等の避難誘導等 3. 運転士業務（列車の運転には動力車操縦者運転免許要す。） ・列車等の運転（ワンマン列車運転の場合は車掌業務も兼任） （２）運輸係員業務区分に関連する業務 ※(2)の業務は付随的に従事することが可能です。 ・作業内容に関する記録、報告業務 ・作業方法や環境の改善業務	
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	・各種線路設備（訓練用や模擬を含む。） ・各種ホーム設備（訓練用や模擬を含む。） ・各種信号設備（訓練用や模擬を含む。） ・各種駅務設備（訓練用や模擬を含む。）	
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	・制服、制帽 ・安全保護具 ・安全防護具 ・列車見張員の装備 ・飛来物除去を行うための装備 ・人身事故対応グッズ	
製品等の例（該当するものを選択すること。）	駅係員としてのサービス提供、列車等の運行サービス提供	

育成就労計画審査基準
鉄道分野（駅・車両清掃業務区分）／ 主たる技能：駅・車両清掃

技能の定義	不特定多数の利用者が利用する駅または車両を対象に、衛生的環境の保護、美観の維持、安全の確保及び保全の向上を目的として、場所、建材、汚れ等の違いに対し、方法、洗剤及び用具を適切に選択して場所別及び部位別（注１）の清掃作業（注２）を行い、駅または車両に存在する環境上の汚染物質を排除し、清潔さを維持する作業を行うための技能をいう。 (注1)場所とは、車両内部（折り返し清掃含む）、車両外部、コンコース・駅舎、ホーム、トイレ、エスカレータ、エレベータ等をいい、部位別とは、床、壁面、天井、立体面等の区分をいう。 (注2)清掃作業のうち、日常清掃は、毎日1回以上等の頻度で行う作業をいい、定期清掃作業は、年又は月等の単位で定期的に行う作業をいう。 また、中間清掃作業は、日常と定期清掃作業との間で、汚れの程度に応じて清掃する作業をいい、臨時清掃作業は、契約以外で臨時的あるいは特別に実施する作業をいう。			
必須業務	1年目		2年目、3年目	
	駅・車両清掃作業 (1)清掃計画に関する確認作業 ①駅・車両の清掃箇所の確認 ②清掃種別（日常、定期、臨時）の確認 ③使用資機材の確認 ④作業時間帯の確認 ⑤業務分担の確認 ⑥列車運行状況の確認 (2)駅または車両清掃に関する作業 ①作業の段取り 1)器具及び資材の取扱及び整備作業 2)什器及び備品等の取扱作業 ②清掃作業(駅清掃についてはホーム上の作業を含む) 下記の「(1)主な器具」に掲げる器具及び「(2)主な資材」に掲げる資材の使い方を修得するための各清掃作業の補助		駅・車両清掃作業 (1)清掃計画に関する確認作業 ①駅・車両の清掃箇所の確認 ②清掃種別（日常、定期、臨時）の確認 ③使用資機材の確認 ④作業時間帯の確認 ⑤業務分担の確認 ⑥列車運行状況の確認 (2)駅または車両清掃に関する作業 ①作業の段取り 1)資機材（器具、資材及び機械）の取扱及び整備作業 2)什器及び備品等の取扱作業 ②清掃作業(駅清掃についてはホーム上の作業を含む) 1)日常清掃 2)定期清掃 3)中間清掃 4)臨時清掃	
安全衛生業務	安全衛生作業 ①雇入れ時等の安全衛生教育 ②作業開始前の安全確認作業 ③駅または車両清掃に関する整理整頓作業 ④駅または車両清掃における安全確認作業 ⑤保護具の着用と服装の安全点検作業 ⑥労働安全衛生上の有害性を防止するための作業 ⑦危険又は有害な業務に関する特別教育 ⑧異常時の対応に関する特別教育 ⑨触車・感電・墜落事故防止に関する教育			
その他従事する業務の例	(１) 駅・車両清掃業務区分に属する業務のうち、必須業務及び安全衛生業務以外の業務 ①資機材倉庫の整備作業 ②資機材の整備業務 ③忘れ物等の拾得及び整理 ④資機材の運搬作業（他の現場に移動する場合等） ⑤ごみの運搬作業 ⑥ごみの分別作業 (２) 駅・車両清掃業務区分に関連する業務 ※ (2)の業務は付随的に従事することが可能です。 ①ごみ集積所の衛生管理			
使用する素材、材料等（該当するものを選択すること。）	※作業対象項目 (1)部位別作業 1. 床面（弾性、硬性、繊維系、木質系等） 2. 壁面（壁、窓、窓枠等） 3. 立体面（扉、柱、便器、洗面台等） 4. 什器及び備品(机、椅子、ロッカー等） 5. 天井面（換気扇、空調吸排口、照明器具等） (2)場所別作業 1. 車両内部（折り返し清掃含む） 2. 車両外部 3. コンコース、駅舎 4. ホーム 5. トイレ（日常清掃に限る） 6. 休憩室（駅員、乗務員等） 7. 駅務機器 8. エレベータ、エスカレータ 9. 事務室 10. 会議室 11. 階段 12. 更衣室、浴室 13. 喫煙スペース 14. ごみ集積所 15. 資機材倉庫 及び洗面所			
使用する機械、器具等（該当するものを選択すること。）	(1)主な器具（必要に応じて使用すること。ただし、育成就労1年目では1～9は全て使用すること。） 1. ほうき（自在、シダ等） 2. 文化ちり取り 3. モップ(乾式、湿式、T字型、フラット型、ダストクロス型) 4. 静電気ほこり取り 5. タオル 6. ダストクロス 7. ウインドスクイジー 8. 毛かき 9. 保護手袋、保護マスク 10. 作業標示板 11. 超極細繊維クロス 12. ハンドパッド 13. フロアパッド 14. デッキブラシ 15. シャンパー 16. フロアスクイジー 17. 汚水取り 18. スクレーパー 19. ブランジャー 20. 廃棄物コレクター 21. 漏電・過電流防止装置 22. 計量カップ 23. 高所用ワイパー (2)主な資材（必要に応じて使用すること。ただし、育成就労1年目では少なくとも1～3は全て使用すること。） 1. 洗剤（酸性、Alkali性及び中性） 2. 水石けん 3. 衛生消耗品 4. 床維持剤 5. 帯電防止剤 6. 金属保護剤 7. その他汚染防止剤 (3)主な機械、設備（附属品を含む）等（必要に応じて使用すること。ただし育成就労2年目3年目では少なくとも1及び2は使用すること） 1. 真空掃除機(ポット型及びアップライト型) 2. ポリッシャー 3. 吸水バキューム 4. 自動床洗浄機 5. エクストラクター 6. 高圧洗浄機 7. 送風機			
製品等の例（該当するものを選択すること。）	駅または車両清掃作業の結果そのものが製品である。			

鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関する誓約書

次の育成就労外国人に育成就労を行わせるに当たり、下記の事項を誓約します。

※ 誓約事項の各項目を確認の上、□部分に☑を記載すること。

育成就労外国人の氏名 (国籍・地域)	

※ 複数名について記載する場合には適宜欄を追加すること。記載しきれない場合には別紙に記載することも可とし、当欄には「別紙のとおり」と記載すること。

記

【共通誓約事項】

- ☐ 1 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）による鉄道事業者、軌道法（大正 10 年法律第 76 号）による軌道経営者その他鉄道事業又は軌道事業の用に供する施設若しくは車両の整備、車両の製造又は駅若しくは車両の清掃に係る事業を営む者です。
- ☐ 2 鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関する協議会（以下「分野別協議会」という。）において協議が調った事項に関する措置を講じます。
- ☐ 3 分野別協議会に対し、必要な協力を行います。
- ☐ 4 鉄道分野における育成就労外国人の受入れに関し、国土交通大臣又はその委託を受けた者が行う調査、指導、情報の収集、意見の聴取その他業務に対して必要な協力を行います。

【業務区分が運輸係員である場合における誓約事項】

- ☐ 業務区分が運輸係員である場合にあっては、育成就労外国人の日本語の能力に係る育成就労の目標が達成されているときを除き、目標を達成するために認定日本語教育機関に置かれた就労のための課程において 150 時間以上の授業時間数の授業科目を履修することができるよう必要な措置を講じます。

（注意）誓約事項を遵守することができなくなった場合は、速やかにその旨を外国人育成就労機構及び分野別協議会に対し、報告を行うこと。

年 月 日 作成

申請者の氏名又は名称

作成責任者 役職・氏名